

令和3年箕輪町告示195号

箕輪町福祉サービス事業所原油高騰応援金交付要綱を次のように定め、公布の日から施行する。この要綱は、令和4年4月1日限りその効力を失う。

令和3年12月14日

箕輪町長 白鳥 政徳



箕輪町福祉サービス事業所原油高騰応援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰に伴い光熱費や燃料費などに、大きな影響を受けている介護保険事業所や障がい福祉サービス事業所の経済的な負担を軽減するため、町内の福祉サービス事業所に対して福祉サービス事業所原油高騰応援金（以下「応援金」という。）を補助金として交付することについて、箕輪町補助金交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 応援金の対象は、令和3年12月14日において町内に住所を有する次に掲げる事業所とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条で規定する、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を除く）、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、複合型サービス、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設
- (2) 箕輪町指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業者の指定に関する規則（平成28年箕輪町規則第25号）で指定する居宅介護支援事業所
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する就労継続支援及び共同生活援護事業所
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2で規定する障害児通所支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年箕輪町規則第6号）で指定する相談支援事業所

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、一サービス事業あたり30,000円とする。

(申請)

第4条 応援金の交付を受けようとする事業所は、令和4年1月31日までに箕輪町福祉サービス事業所原油高騰応援金交付申請書兼請求書（別記様式）により申請を行うものとする。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の書類の提出があったときは、これを審査し適当と認める場合は、交付を決定する。

（支給）

第6条 応援金は、令和4年3月31日までに指定の口座に振り込むものとする。



箕輪町福祉サービス事業所原油高騰応援金交付申請書兼請求書

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

別記様式（第4条関係）

箕輪町福祉サービス事業所原油高騰応援金交付申請書兼請求書

年 月 日

箕輪町長

申請者

住 所 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

箕輪町福祉サービス事業所原油高騰応援金について、下記のとおり交付申請及び請求します。

記

1 応 援 金 額 _____ 円 （一サービス事業当たり 30,000 円）

申請事業所内訳（該当事業の□にチェックをしてください）

- 訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション
 短期入所生活介護 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護
 複合型サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設
 居宅介護支援事業所 就労継続支援 共同生活援護 児童発達支援
 放課後等サービス 相談支援事業所

2 振 込 先